コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

★	調達管理番号	26a00277000000	調達件名	スリランカ国乾燥地域における酪農開発プロジェクト（業務調整／研修・普及）（現地滞在型）（再公示）		
公示日（予定）		2026年12月2日	担当部課	経済開発部農業・農村開発第一グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月1日　～　2030年7月31日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景・目的】 スリランカでは農業セクターに総雇用人口の26.1%が従事しているが、GDPに占める農業セクターのGDP貢献度は約7.5%であり、また国内乳生産量は国内需要の約40～45%程度に留まり、生産性の向上が課題である。乾燥地域の酪農家は全国の酪農家の7割を占める一方、乳生産量は全国生産量の約53%に留まる。また約25%の生乳が廃棄もしくは未集乳とされ、流通されていない。乾燥地域における収益性の高い酪農業に向けた課題として、高気温下かつ粗放的飼育により一頭当たりの乳量が低いこと、乾季の飼料不足や雨季に農繁期と重なり飼育を十分に行えないため乳量・乳品質が低下すること、そして搾乳・集乳環境の衛生管理知識の不足が挙げられる。また、地域に適した実践的かつ実現可能な酪農技術や知識を活用し、生産性・品質の向上による収入や利益率の向上を目指す酪農家を指導・支援する技術普及体制が脆弱である。 これまでJICAは、「北部州酪農開発プロジェクト」を通じて、小規模農家向けの酪農適正技術マニュアルを作成し、北部州の畜産技術者の人材育成を行うと共に、同州の一部において気候に適した自給飼料作付の普及による乳生産量の向上や乳品質向上に取り組んできた。スリランカ政府は、同プロジェクトの成果を広めると同時に、乾燥地域におけるビジネス志向型酪農を推進する技術指導体制を強化し、国内の乳生産量・乳品質を向上すべく、新たに我が国に技術協力を要請した。 【活動内容】 本事業の運営管理についてチーフアドバイザーを補佐し、円滑なプロジェクトの推進に寄与するとともに、研修・普及業務の企画運営を行う。			留意事項	【担当分野】 業務調整／研修・普及 【人月合計】 36人月 【渡航開始の目安】 2027年7月 【関連資料】 以下の資料がウェブサイトで公開されています。 ・本案件 詳細計画策定調査報告書 ・本案件 事前事業評価表 【その他留意事項】 RD署名状況　了 プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。 2026年5月27日公示案件の再公示です。	

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

★	調達管理番号	26a00740000000	調達件名	エクアドル国チンボラソ県農村部における生計向上を通じた家族農業強化プロジェクト（チーフアドバイザー）（現地滞在型）（再公示）		
公示日（予定）		2026年12月2日	担当部課	経済開発部農業・農村開発第一グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年1月20日　～　2029年2月28日	選定方法	企画競争		
業務内容		【背景】 エクアドル政府はチンボラソ県において市場志向型農業振興(Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion (SHEP))アプローチを通じ、家族農家の能力向上のための農業普及の支援、家族農業の所得向上を目指し、地域間による格差是正に寄与する事業を我が国に対し要請した。 【目的】 チンボラソ県における、農家へのSHEPアプローチの普及活動を通じて、農業普及サービスの実施体制の強化を図り、家族農家の家計の改善に寄与するため、全体をとりまとめるチーフアドバイザーとして本プロジェクトの円滑な運営を行うとともに、本プロジェクトが広範囲で持続的に活用されるよう関係機関との連携を推進する。 【業務内容】 ・プロジェクトチームの日本側代表として、他の専門家やカウンターパート、プロジェクトスタッフと相談の上、プロジェクト運営全般に関する方針を示し、その実施を総括する。 ・合同調整委員会やその他各種会合において進捗状況、成果、課題、教訓等について報告し、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。 ・他の専門家及びカウンターパートと協力し、6ヵ月毎にモニタリングシートを作成し、合意されたものをJICAに提出する。 ・エクアドルの農業セクターの各種政策・事業計画等を把握する。その上で、各種政策・事業計画等に対する本プロジェクトの貢献可能性、状況について意見交換、情報発信することで、本プロジェクトが各種政策・事業計画等に位置づけられ、持続的な実施に必要な予算確保なども行われるよう働きかける。 ・関係機関の組織体制や関係者を把握の上、本プロジェクトの実施体制の確立を後押しし、関係者と緊密な関係を構築して、本プロジェクトの効果的・効率的な実施を促進する。 ・SHEPアプローチを活用した農業普及サービス教材を作成する。 ・関連のJICA事業への協力や帰国研修員の支援を含めた域内連携を推進する。				
留意事項		業務担当分野：チーフアドバイザー 人月合計：24人月（想定） 渡航開始（目安）：2027年2月中旬 国際約束締結状況：2026年6月2日締結済み その他留意事項：プレ公示の内容は若干変更される可能性があります。 2026年10月28日公示案件の再公示				

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

★	調達管理番号	26a00990000000	調達件名	セネガル国小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ２（パートナー連携／広域協力）（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月2日	担当部課	経済開発部農業・農村開発第二グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月1日　～　2028年5月19日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景】 本プロジェクトでは、SHEPアプローチの全国普及及び制度化を支援するとともに、開発パートナーとの連携を通じて、他機関事業への導入・展開を促進する。また、セネガル共和国を仏語圏アフリカにおけるSHEP普及の広域拠点と位置付け、第三国研修や域内ワークショップ等を通じた周辺国への技術普及及び人材育成を推進している。 【目的】 当該専門家は、セネガル国内の関係機関及びドナー案件との連携促進並びに広域協力活動の運営支援を行う。また、チーフアドバイザー、関係専門家及びナショナルスタッフと協働し、プロジェクト終了後も関係機関が継続的にSHEP活動及び広域協力活動を実施できるよう、実施体制の整理及び引継ぎを行う。 【活動内容】 ・セネガル国内の関係機関、国家プログラム及びドナープロジェクトにおけるSHEP導入・実施状況並びに導入可能性の情報を収集・整理し、関係者間で共有する。 ・既存案件におけるSHEP活動の継続、新規案件へのSHEP導入及び関係機関間の連携を促進する。 ・プロジェクト実施機関以外の育成済み普及員によるSHEP活動の定期モニタリングを支援する。 ・モニタリング結果から課題を関係機関と共有し、SHEP活動を継続的に実施するための方法を整理する。 ・仏語圏アフリカ向けSHEPオンラインプラットフォーム（SHEP Connect）をカウンターパートとともに運営し、各国の活動、教材及び教訓を継続的に収集・発信するとともに、プロジェクト終了後の運営方法を整理する。 ・国際ワークショップ、課題別研修の在外補完研修並びに他国からの研修・視察の受入れを実施するとともに、これまでの実施経験を踏まえて関連する運営マニュアルを改定・最終化する。 ・各国におけるSHEP活動の実施状況及び支援ニーズをモニタリングするとともに、必要に応じて関係者・開発パートナーとの連携を促進し、プロジェクト終了後の広域協力活動の運営・支援方法を整理する。			留意事項	【人月合計】 約12人月 【渡航開始の目安】 2027年5月 【その他留意事項】 プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。	

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a01009000000	調達件名	インドネシア国介護人材能力強化プロジェクト（介護人材育成）（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月9日	担当部課	人間開発部保健第二グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月8日　～　2028年7月21日	選定方法	企画競争		
業務内容		【背景】 インドネシアでは出生率の減少と平均寿命の延伸により人口構造は変化しつつあり、人口に占める65歳以上の割合は2023年に7%を超えて高齢化社会に突入している。2047年には14%を超えて高齢社会になると推計され、高齢化の進展が見込まれることから、インドネシア政府は高齢社会に向けた国家戦略（2021年）を制定し、高齢者の健康状態と生活の質の改善に取り組んでいる。 インドネシアにおいて、現状では家族によるケアを望んでいる高齢者が多く、家族によるケアが中心となっているが、ケアの質や一人暮らしの高齢者及び高度なケアが必要な高齢者への対応が課題とされている。また、看護師資格を持つ者が高齢者のケアを行う事例はあるが、日本の「介護」に相当する概念はなく、日本の介護福祉士のような専門職もない。この状況に対し、インドネシア保健省の5か年戦略計画では、保健省、社会省、労働省が合同で高齢者向けサービスを提供する人材の育成について検討を行うこととしている。さらに保健省が進める改革の中で、保健省が所管する保健分野の人材育成機関（高等学校等修了者を対象）である38のヘルスポリテクニックの強化を推進している。その取り組みの１つが高齢者に対するケアの国内および国際的な需要の高まりに対応できるようにヘルスポリテクニックの教育内容を拡充することであり、本事業はこの拡充における重要事業と位置づけられる。 【目的】 本専門家は、プロジェクト成果１「高齢者ケアサービス（KAIGO）のスキルと介護の背景にある日本文化を学ぶために必要なモジュールが開発」に向けて、介護人材育成の観点で、インドネシア保健省職員やパイロット校のヘルスポリテクニックの教員等に対し技術的助言を行いながら同活動に参画する。また、プロジェクト成果２～４のための活動においても、介護人材育成の観点から必要な技術的助言を行う。				
留意事項		【活動内容】 1. 成果１の達成に向けて実施される活動につき、インドネシア側カウンターパートに対し技術的助言を行いながら、活動に従事する。 2. 成果２の活動に関し、日本語教育専門家からの求めに応じ介護の観点から助言を行う。 3. 成果３及び成果４の達成に向けて実施される活動につき、チーフアドバイザーを補佐し、カウンターパートに対し技術的助言を行いながら、活動に従事する。 4. 合同調整委員会（JCC）その他の関係会議に出席し、プロジェクトの進捗を把握し、成果の持続性確保に向けた協議につき、指導・助言を行う。 5. 各種報告書の作成に関し、チーフアドバイザーを技術的観点から補佐する。 6. インドネシア側カウンターパート及び介護人材育成に関する各種関係機関と良好なコミュニケーションと活動推進のための関係を構築・維持する。 7. その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。 【業務従事者の専門分野】 介護人材育成に関する業務経験 【人月合計】約12人月 【渡航開始の目安】2027年6月下旬 【その他留意事項】 2024年8月にR／D署名済み プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。			

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a00999000000	調達件名	中米・カリブ地域（広域）SICA地域持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト（チーフアドバイザー／観光開発広域支援）（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月9日	担当部課	経済開発部民間セクター開発グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月8日　～　2029年3月14日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景・目的】 中米統合機構（SICA）は、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラスを加盟国とし、経済社会統合、平和・自由・民主主義・開発を目的として設立された機構であり、加盟国共通の課題に取組んでいる。経済圏としての地域の発展も主要テーマの一つとなっており、そのうち観光産業は、加盟各国における重要な産業である一方で、感染症、自然・人的災害、環境危機等の影響を受けやすいことから、それらのリスク対応及び回復力を備えた持続可能な観光開発が求められている。 本事業は、SICA加盟国において、地域全体の観光振興のための観光省庁関係者及び事業者の能力強化、活動支援、及び域内での知見共有を行うことにより、SICA-SITCAと連携しつつ加盟国における持続可能な観光の促進能力強化を図り、以ってSICA地域における環境、社会、経済が調和された観光産業の育成と持続可能な経済開発に寄与するものである。 【活動内容】 チーフアドバイザー／観光開発広域支援として、業務調整／研修監理専門家、カウンターパート及び関係機関と協力の上、計画の進行に支障となる事項に注意を払いつつ、プロジェクトの目標達成及び成果発現に必要な活動を行う。 ＜プロジェクト目標＞ SICA地域における持続可能なCBT推進のため、競争力のある地域コミュニティと観光関連省庁の観光地経営能力を発展させる。 ＜成果＞ 成果1：持続可能なコミュニティー・ベースド・ツーリズムの概念に基づき、パイロット・コミュニティの観光地域経営能力が強化される。 成果2：SICA地域における観光マーケティング、ブランディング、プロモーション能力が強化される。 成果3：コミュニティー・ベースド・ツーリズムガイドラインがSICA地域で作成される。		留意事項	【業務従事者の専門分野】チーフアドバイザー／観光開発広域支援 【人月合計】約24.0人月 【渡航開始の目安】2027年3月上中旬 【赴任先】エルサルバドル国 【その他留意事項】 ・業務遂行にあたり、ビジネスレベルのスペイン語運用能力が求められます。 ・プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。		

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a01004000000	調達件名	中米・カリブ地域（広域）SICA地域持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト（業務調整／研修管理）（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月9日	担当部課	経済開発部民間セクター開発グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月8日　～　2029年3月30日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景・目的】 中米統合機構（SICA）は、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラスを加盟国とし、経済社会統合、平和・自由・民主主義・開発を目的として設立された機構であり、加盟国共通の課題に取組んでいる。経済圏としての地域の発展も主要テーマの一つとなっており、そのうち観光産業は、加盟各国における重要な産業である一方で、感染症、自然・人的災害、環境危機等の影響を受けやすいことから、それらのリスク対応及び回復力を備えた持続可能な観光開発が求められている。 本事業は、SICA加盟国において、地域全体の観光振興のための観光省庁関係者及び事業者の能力強化、活動支援、及び域内での知見共有を行うことにより、SICA-SITCAと連携しつつ加盟国における持続可能な観光の促進能力強化を図り、以ってSICA地域における環境、社会、経済が調和された観光産業の育成と持続可能な経済開発に寄与するものである。 【活動内容】 業務調整／研修管理専門家として、チーフアドバイザー／観光開発広域支援専門家を補佐し、プロジェクト全体の運営管理業務及びカウンターパート・関係機関等との調整を行うとともに、プロジェクトの目標達成及び成果発現に向けた活動計画の進捗管理等必要な活動を行う。 ＜プロジェクト目標＞ SICA地域における持続可能なCBT推進のため、競争力のある地域コミュニティと観光関連省庁の観光地経営能力を発展させる。 ＜成果＞ 成果1：持続可能なコミュニティー・ベースド・ツーリズムの概念に基づき、パイロット・コミュニティの観光地域経営能力が強化される。 成果2：SICA地域における観光マーケティング、ブランディング、プロモーション能力が強化される。 成果3：コミュニティー・ベースド・ツーリズムガイドラインがSICA地域で作成される。		留意事項	【業務従事者の専門分野】業務調整／研修管理 【人月合計】約23.5人月 【渡航開始の目安】2027年3月中下旬 【赴任先】エルサルバドル 【その他留意事項】 ・業務遂行にあたり、ビジネスレベルのスペイン語運用能力が求められます。 ・プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。	

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a01023000000	調達件名	エチオピア 復興支援・援助調整アドバイザー（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月9日	担当部課	エチオピア事務所エチオピア事務所直下	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月8日　～　2029年4月16日	選定方法	企画競争		
業務内容		【背景】2022年11月のプレトリア和平合意署名以降、エチオピア政府は紛争影響地域における復興・復旧及び平和構築を重要政策課題として位置付け、「エチオピア復興計画枠組み（2023-2028）」の下、和平の定着、社会的一体性の回復及び社会経済開発の再開に向けた取組を推進している。これまでに、連邦政府、州政府及び開発パートナー等による復興・復旧支援が進展しているものの、持続的な平和の定着及び包摂的な復興の実現に向けては、引き続き政府主導による調整・連携体制の強化が求められている。また、ティグライ地域では和平合意後も復興及び和平プロセスの着実な実施が引き続き課題となっている。財務省は、復興・復旧及び平和構築に係る中核機関として、関係省庁、州政府及び開発パートナーとの調整において中心的な役割を担っている。JICAは2024年8月より復興支援アドバイザーを派遣し、復興・復旧に係る調整メカニズムの強化、平和構築の推進、州間および州連邦間対話及び協力の促進、並びに関係機関間の知見共有を支援してきた。一方で、復興・平和構築の取組を持続的かつ効果的に推進するためには、復興及び平和構築を国家開発政策及び財政計画へ統合する観点から、連邦・州政府間及び州間の調整を一層強化するとともに、開発パートナー及び関係機関との連携を促進する必要がある。 【目的】エチオピア政府による復興・平和構築の推進体制を強化し、関係機関との連携及びJICA協力の戦略的展開を通じて、紛争影響地域の持続的な復興及び平和構築を促進する。 【業務内容】以下三つの成果を達成するための活動。 ①復興及び平和構築の国家開発計画及び財政への統合に向け、連邦・州政府間及び州間調整メカニズムが支援・強化される。 ②パートナーシップの構築及び関係機関との連携が強化される。 ③JICAにおける平和構築及び復興に関するポートフォリオが作成される。				
留意事項		【業務従事者の専門性】本案件では平和構築・復興に関する業務経験を求めます。 【人月】24人月 【渡航開始の目安】2027年4月上旬 【その他留意事項】　プレ公示の内容は若干の変更の可能性がある。				

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a01019000000	調達件名	ジブチ国ジブチ沿岸警備隊における持続可能な法執行能力強化プロジェクト（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月9日	担当部課	社会基盤部運輸交通グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月8日　～　2030年1月31日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景】 　ジブチ沖に位置しているバブ・エル・マンデブ海峡は、世界の海上貿易の約10パーセントが通過するチョークポイントであり、日本関係船舶は年間約1800隻が通航している。 　ジブチの海域では海賊被害をはじめ、密航・密漁・密輸等の違法行為や難民の海難事故等の問題が生じている。各国による継続的な海賊対処活動が抑止力となり、同海域での海賊被害件数は2011年の237件をピークに減少しているものの、近年は再増加の兆候も見られ、2024年にはソマリア関連の海賊事案が8件報告されている。加えて、不法移民や人身取引が継続的な課題となっている。2026年10月には、ジブチ沖で、移民305人を乗せイエメンに向かっていた船舶に関連する海難事故が発生し、少なくとも139人が死亡、84人が行方不明となった。 　かかる状況の下、2010年12月、ジブチ政府は、設備・運輸省傘下にジブチ沿岸警備隊を設立した。設立当初100人程であった人員が2025年9月には1900人にまで増員するなど組織を拡大している。一方、人材育成制度や巡視艇の維持管理能力の向上が課題となっている。 【目的】 DCGの法執行を支える基盤となる能力が向上する 【業務内容】 １．職員教育計画の改善に係る各種調整 ２．巡視艇主機関等の修繕・故障対応体制の構築に関わる各種調整 ３．情報通信・運用センター対応能力の強化に係る各種調整			留意事項	１）紛争影響地域の特例：否 ２）厳格な情報管理の要否：不要 【人月】36人月 【渡航開始の目安】2027年5月1日 【国際約束（R／D）締結状況】2026年10月26日締結済み。 【その他留意事項】プレ公示の内容が若干変更となる可能性あり。	

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a00962000000	調達件名	ベトナム国持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ３（チーフアドバイザー）（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月16日	担当部課	地球環境部森林・自然環境保全グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月12日　～　2032年5月26日	選定方法	企画競争		

業務内容	【背景】 ベトナムは国土の約42%を森林が占める東南アジア有数の森林保有国であり、政府としての取組やJICAをはじめとする国際社会の支援の成果により森林被覆率は近年安定している。また、REDD＋に係る取り組みを通じて、自然資源管理に係る主要政策の策定や植林や森林保全等の現場活動を実施し、GCFからREDD＋成果払い資金を受領し再投資事業を行うことを予定している。一方で、自然林の保全・回復と森林の質的改善は依然として課題であり、自然林の保全・回復や持続的かつ多面的な森林利用、森林保全への付加価値やインセンティブの創出を促進するための規制やガイドラインの強化が必要な状況である。また、継続的にREDD＋の成果を創出し、国際的な成果払い制度や炭素市場につなげるための国家レベルの運用能力の強化と地方での実践の促進が不可欠となっている。こうした状況を踏まえ、持続的森林管理及びREDD＋の推進に必要な規制・技術ガイドライン・森林認証制度の改善支援並びにその実践・普及に係る能力強化に係る支援が要請された。 【事業目的】 ベトナムにおいて、森林関連の規制・技術ガイドライン・森林認証制度の改善と、REDD＋成果払いメカニズムの効果的な監理を通じて、持続的森林管理とREDD＋実施のための制度的枠組みの強化を図り、もって持続的森林管理とREDD＋の実施のさらなる進展に寄与するもの。	留意事項	【担当分野】チーフアドバイザー 【活動内容】 プロジェクトチームの日本側責任者として、C／P及び関係者との協議を通じてプロジェクト全体を統括し、活動計画策定及び進捗管理、PDM・PO見直し時の協議及び合意形成を行う。また、持続的森林管理に関する主要な規制・技術ガイドラインの改定や更新に向けたレビューや評価、主要な戦略・計画の評価や更新、森林認証システムの強化や普及を行うとともに、業務調整／GCF REDD＋成果払い事業監理長期専門家の活動の監督を行う。 人月合計：約60人月 (期分けを想定) 渡航開始の目安：2027年5月上旬 RD締結状況：2026年11月見込 その他留意事項：プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a00963000000	調達件名	ベトナム国持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ３（業務調整／GCF REDD＋成果払い事業監理）（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月16日	担当部課	地球環境部森林・自然環境保全グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月12日　～　2030年5月24日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景】 ベトナムは国土の約42%を森林が占める東南アジア有数の森林保有国であり、政府としての取組やJICAをはじめとする国際社会の支援の成果により森林被覆率は近年安定している。また、REDD＋に係る取り組みを通じて、自然資源管理に係る主要政策の策定や植林や森林保全等の現場活動を実施し、GCFからREDD＋成果払い資金を受領し再投資事業を行うことを予定している。一方で、自然林の保全・回復と森林の質的改善は依然として課題であり、自然林の保全・回復や持続的かつ多面的な森林利用、森林保全への付加価値やインセンティブの創出を促進するための規制やガイドラインの強化が必要な状況である。また、継続的にREDD＋の成果を創出し、国際的な成果払い制度や炭素市場につなげるための国家レベルの運用能力の強化と地方での実践の促進が不可欠となっている。こうした状況を踏まえ、持続的森林管理及びREDD＋の推進に必要な規制・技術ガイドライン・森林認証制度の改善支援並びにその実践・普及に係る能力強化に係る支援が要請された。 【事業目的】 ベトナムにおいて、森林関連の規制・技術ガイドライン・森林認証制度の改善と、REDD＋成果払いメカニズムの効果的な監理を通じて、持続的森林管理とREDD＋実施のための制度的枠組みの強化を図り、もって持続的森林管理とREDD＋の実施のさらなる進展に寄与するもの。			留意事項	【担当分野】業務調整／GCF REDD＋成果払い事業監理 【活動内容】 （業務調整）チーフアドバイザーが行う運営管理業務、相手国機関との協議、協力計画（実施計画、年間計画）のとりまとめ等を補佐するとともに、計画の進捗管理、報告書作成支援、広報活動、関係者間の調整、課題対応、事務・会計管理を行う。 （GCF REDD＋成果払い事業監理）チーフアドバイザーと連携しつつ、C／PのGCF成果払い再投資事業実施のための体制整備、実施能力向上、財務管理、報告書作成、モニタリング・評価実施等に必要な側面支援を行う。 人月合計：約36人月 渡航開始の目安：2027年5月上旬 RD締結状況：2026年11月見込 その他留意事項：プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。		

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a00977000000	調達件名	ベトナム国研修管理アドバイザー（現地滞在型）		
公示日（予定）		2026年12月16日	担当部課	ベトナム事務所ベトナム事務所直下	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年2月12日　～　2029年5月9日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景】 ベトナムでは、科学技術・イノベーション・デジタル変革の推進や地方行政制度の再編等を背景として、党・政府の幹部及び公務員に求められる政策形成・実施能力が変化しています。党・国家の幹部養成を担うホーチミン国家政治学院（HCMA）においても、受講者の職位・職責や実務上のニーズに即した研修内容の見直し、参加型教授法の導入、研修評価に基づく継続的な改善が課題となっています。 【目的】 本業務では、HCMAが実施する主要な研修プログラム及び研修管理体制を分析し、HCMAと協議の上で優先分野を選定します。その上で、モデル研修コースの設計・試行・評価・改善を支援するとともに、HCMAの教員、研究者及び研修管理者の能力強化を図ることを目的とします。 【活動内容】 ①HCMAが実施する主要研修プログラムについて、対象者、研修内容、教材、教授法、講師体制、運営及び評価方法を分析し、優先課題を整理する。 ②HCMAと協議の上、科学技術・イノベーション政策、デジタル変革、リーダーシップ、国家ガバナンス、地方・コミューンレベルの行政能力等から、モデル研修の対象となる優先分野を選定する。 ③モデル研修コースを複数設定し、到達目標、カリキュラム、教材、教授法及び評価方法の設計・改善を支援する。 ④HCMAが推進する「知識共創」型の研修を踏まえ、討議、事例研究、グループワーク、政策演習等を取り入れた参加型研修の試行と改善を支援する。 ⑤研修の企画、実施、モニタリング、評価及び改善に関するHCMAの教員、研究者及び研修管理者の能力強化を行う。 ⑥JICAの実施する関連事業（国別研修）と情報共有を行い、必要に応じて国際研修の企画・運営に関する知見をHCMAの研修改善に活用する。			留意事項	【人月合計】 約 24.0 人月 【渡航開始の目安】 2027年4月下旬 【その他留意事項】 プレ公示の内容は若干の変更の可能性がある。	

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a00954000000	調達件名	エチオピア国農業食料システム変革（現地滞在型）		
公示日（予定）		2027年1月13日	担当部課	経済開発部農業・農村開発第二グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年3月12日　～　2029年5月31日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景】エチオピアでは、農業セクターが就業人口の約6割、GDPの約35%を占める基幹産業であり、「10か年開発計画（2021-2030年）」においても農業開発が重点分野に位置付けられている。一方、農業開発、食料安全保障、灌漑、農業機械化、栄養改善等の横断的課題への対応や、政策及び主要プログラムのモニタリング・評価を通じた政策改善の促進が課題となっている。また、JICAはこれまでCARD、SHEP、IFNA等のイニシアティブの下で関連事業を実施してきたが、更なる成果発現のためには、案件間の連携強化や開発パートナー・民間企業との協力促進が求められている。こうした背景の下、エチオピア政府は、農業政策及び開発戦略の推進並びに農業セクターにおける各種関係者との連携強化を支援するため、個別専門家の派遣を我が国に要請した。 【目的】農業省戦略業務局（SAEO）への協力を通じて、農業政策及び開発戦略の推進並びに関係者間の連携強化を図り、もってエチオピア農業セクターにおけるJICA協力の相乗効果の創出及び農業振興に寄与するもの。 【活動内容】農業省戦略業務局（SAEO）及び関係機関に対し、農業セクターに係る政策、制度、開発パートナー及び民間セクターの動向等に関する情報収集・分析及び共有を行う。また、JICAが実施する農業分野協力事業間の連携促進や開発パートナー等との協力強化を支援するとともに、国家イネ研究開発戦略（NRDS II）の推進、コメ・プラットフォームの活性化及び食料・栄養安全保障分野に係る取組を支援する。			留意事項	【業務従事者の専門分野】農業政策アドバイザー 【人月合計】約24.0人月 【渡航開始の目安】2027年5月下旬 【留意事項】プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。	

コンサルタント等契約（業務実施現地滞在型）（2026年11月25日）

注1） これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2） プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3） 公示日（予定）の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日（予定）にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4） コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報＞お知らせ」を適宜ご確認下さい。（https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html）

注5） 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。（https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html）

	調達管理番号	26a00947000000	調達件名	ケニア国農業振興・変革アドバイザー（現地滞在型）		
公示日（予定）		2027年1月13日	担当部課	経済開発部農業・農村開発第二グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）－専門家業務
履行期間（予定）		2027年3月12日　～　2029年5月31日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景】 ケニアでは、農業がGDPの約23%、就業人口の約46%を占める基幹産業であり、政府は「Kenya Vision 2030」及び農業セクター改革・成長戦略（ASTGS）において、農業開発と食料安全保障を重点政策に位置付けている。一方で、地方分権化の進展に伴い、中央政府の政策・戦略の郡レベルでの実施やモニタリング、事業成果・教訓の政策への反映が十分ではなく、公共サービスの質や事業成果に地域間の差が生じている。また、2027年に予定される次期農業開発戦略の策定に向け、農業セクターの課題やニーズを踏まえた政策立案能力の強化が求められている。 我が国はこれまで、SHEPアプローチによる市場志向型農業の推進や稲作振興、アグリビジネス振興、農業機械化振興等を通じて、ケニアの農業・農村開発を支援してきた。一方、地方分権化の下で協力成果の持続性・拡大を図るためには、事業成果を政策に反映するとともに、中央政府による調整機能や実施体制の強化が課題となっている。 こうした背景の下、ケニア政府は、農業政策・戦略の実施及び改善を支援するとともに、農業セクターにおける我が国協力の成果を活用し、持続的な農業振興・変革を推進するため、「農業振興・変革アドバイザー」の派遣を我が国に要請した。 【目的】 農業・畜産開発省への支援を通じて、農業開発政策及び事業の戦略的な計画・実施を図り、もって同国の農業セクターの変革に寄与するもの。			留意事項	【活動内容】 農業・畜産開発省（MoALD）及び関係機関に対し、農業・農村開発分野における政策・戦略の策定、実施及びモニタリングに関する技術支援を行う。特に、農業分野の政策実施上の課題及びニーズの分析を踏まえ、農業・畜産開発省の政策及び事業の戦略的な計画・実施を支援するとともに、農業政策への事業成果の反映及び活用を促進する。また、稲作振興、市場志向型農業振興、アグリビジネス振興、農業機械化振興等のJICA協力事業に関する調整・側面支援を行うほか、開発パートナー及び民間セクターとの連携促進を通じて、農業セクター協力の有効性及び持続性の向上に貢献する。 【業務従事者の専門分野】 農業振興・変革アドバイザー 【人月合計】24人月 【渡航開始の目安】2027年5月下旬 【その他】プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。		